

大情審答申第 322 号  
平成 24 年 9 月 27 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会  
会長 小野 一郎

## 大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 23 年 9 月 12 日付け大住吉市民第 99 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 23 年 7 月 20 日付け大住吉市民第 65 号により行った不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を一部取り消し、別表 2 に掲げる文書を特定した上で、公開の可否を含めて改めて公開決定等を行うべきである。

### 第 2 異議申立てに至る経過

#### 1 公開請求

異議申立人は、平成 23 年 7 月 6 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「住吉防火協力会、交通安全協会、防犯協会、保健協会、体育厚生協会、青少年指導員連絡協議会の会則、会員名簿及び平成 22 年度の決算に関する全文書」の旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書のうち、別表 1 の（お）欄に記載された交通安全協会及び防犯協会（以下「両団体」という。）の会則（以下「本件文書 1」という。）、会員名簿（以下「本件文書 2」という。）及び平成 22 年度の決算に関する全文書（以下「本件文書 3」といい、本件文書 1 から本件文書 3 までを総称して「本件各文書」という。）を保有していない理由を、別表 1 の（か）欄に記載のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

なお、別表 1 の（え）欄に記載の両団体以外の団体に係る各公文書については、公開決定又は部分公開決定を行っている。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 8 月 12 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条第 1 号に基づき異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 両団体が地域団体（地域活動（区など特定の地域における市民活動をいう。）を行う団体又は市民活動団体（地域住民の組織、ボランティア団体、NPO その他の市民活動を行う団体））に該当しないならば、大阪市から地域振興会に対して支出された交付金、補助金より捻出された会費を受領すべきではない。
- 2 両団体が今後も上記1の会費を受領し続けたいのならば、大阪市民活動推進条例（平成18年大阪市条例第19号）第6条に規定されているとおり、「社会的責任を自覚し、その活動内容が広く市民に理解されるよう」、本件各文書を住吉区役所に提出することにより公開すべきである。
- 3 公金を受領した団体は、受領の形式、受領額の多寡にかかわらず、市民に広く理解されるよう、情報公開に努めるべきである。

### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、両団体の事務局を担っておらず、本件各文書を公文書として入手する立場になく、本件各文書を取得・保有していないため、本件決定を行った。
- 2 本件請求にあたり、実施機関は両団体に対し、本件各文書の情報提供を求めたが、提供を受けることができなかった。
- 3 また、住吉区地域振興会から提出された平成22年度大阪市地域振興活動補助金収支報告書及び平成22年度活動別使途報告書において、交付金・補助金からの支出がないことを確認している。

### 第5 審査会の判断

#### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

#### 2 争点

実施機関は、本件各文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、本件決定を取り消し、公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件各文書の存否である。

### 3 本件文書 1 及び本件文書 3 について

#### (1) 住吉区役所市民協働課における実地調査

当審査会が、事務局（以下「審査会事務局」という。）の職員をして、住吉区役所市民協働課における実地調査を実施させたところ、調査の範囲では、本件文書 1 及び本件文書 3 の存在は確認できなかった。

#### (2) 住吉交通安全協会に対するヒアリング調査

平成 24 年 7 月 2 日に、審査会事務局は、住吉交通安全協会に対して電話によるヒアリング調査を行った。

その結果、住吉区役所は、住吉交通安全協会の事務局ではないとのことである。また、本件文書 1 については会員が入会した際などに配付し、本件文書 3 については毎年度開催する総会などで配付するという限定的なものであり、毎年、定例的に住吉区役所に対して提出するものではないとのことである。

#### (3) 住吉防犯協会に対するヒアリング調査

平成 24 年 7 月 3 日に、審査会事務局は、住吉防犯協会に対して電話によるヒアリング調査を行った。

その結果、住吉区役所は、住吉防犯協会の事務局ではないとのことである。また、本件文書 1 については会員が入会した際などに配付し、本件文書 3 については毎年度開催する総会などで配付するという限定的なものであり、毎年、定例的に住吉区役所に対して提出するものではないとのことである。

#### (4) 本件文書 1 及び本件文書 3 の入手可能性について

「平成 22 年版 大阪市住吉区団体名簿」（以下「団体名簿」という。下記 4 (1) において後述）には、両団体の顧問として当時の住吉区長（以下「区長」という。）が掲載されている。

両団体が毎年度開催する総会に顧問として出席すれば、本件文書 1 及び本件文書 3 のうち、少なくとも後者については入手の可能性はあったはずであるが、審査会事務局が、実施機関に確認したところ、区長は、他の公務があり、両団体の平成 22 年度総会については欠席（代理出席もなし）したため、本件文書 1 及び本件文書 3 については入手しておらず、また、両団体からも事後に平成 22 年度総会に関する資料の送付はなかったとのことである。

#### (5) 本件決定の妥当性について

以上から、実施機関は、両団体の事務局を担っていないため、本件文書 1 及び本件文書 3 を公文書として入手する立場にはなく、審査会事務局が行った調査の範囲では、本件文書 1 及び本件文書 3 の存在は確認できなかったことから、本件文書 1 及び本件文書 3 を取得・保有しておらず存在しないとした実施機関の説明に、不自然不合理な点があるとまではいえない。

### 4 本件文書 2 について

#### (1) 住吉区役所市民協働課における実地調査

上記 3 (1) の調査の際に、団体名簿の存在が確認できた。

当審査会において、団体名簿の写しを見分したところ、両団体の顧問、会長、副会長などの役員が記載されており、両団体に係る部分については、本件文書 2 に該当するものとして特定すべき文書であると認められるものであった。

(2) 本件決定の妥当性について

以上から、本件文書 2 は存在しないとした実施機関の本件決定は妥当でないと認められ、実施機関は本件決定を一部取り消し、別表 2 に掲げる文書を対象文書として特定したうえで、公開の可否を含めて改めて公開決定等を行うべきである。

なお、異議申立人は、本件文書 2 に係る年度を特定していないため、実施機関は異議申立人と再度調整したうえで、当該文書を特定し、公開の可否を含めて改めて公開決定等を行うべきである。

## 5 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 曾我部真裕、委員 金井美智子、委員 赤津加奈美、  
委員 須藤陽子

別表 1 本件異議申立て（平成 23 年度諮問受理第 35 号）について

|     |                              |                                                                                                                                       |
|-----|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (あ) | 諮問書                          | 平成 23 年 9 月 12 日付け大住吉市民第 99 号                                                                                                         |
| (い) | 本件決定                         | 平成 23 年 7 月 20 日付け大住吉市民第 65 号による不存在による非公開決定                                                                                           |
| (う) | 請求日                          | 平成 23 年 7 月 6 日                                                                                                                       |
| (え) | 請求する公文書の件名又は内容               | 住吉区において、住吉区地域振興会は各連合よりの分担金を使い各種会費等を支出している。故に<br>・住吉防火協力会 ・交通安全協会 ・防犯協会<br>・保健協会 ・体育厚生協会 ・青少年指導員連絡協議会の会則、会員名簿及び平成 22 年度の決算に関する全文書を求める。 |
| (お) | 本件決定に係る決定通知書に記載された公文書の件名又は内容 | 交通安全協会、防犯協会の会則、会員名簿及び平成 22 年度の決算に関する全文書                                                                                               |
| (か) | (お) の公文書を保有していない理由           | 交通安全協会及び防犯協会の事務局は大阪府住吉警察署にあり、当区では当該公文書を取得しておらず、存在しないため。                                                                               |
| (き) | 担 当                          | 住吉区役所市民協働課                                                                                                                            |
| (く) | 異議申立て                        | 平成 23 年 8 月 12 日                                                                                                                      |

別表2 改めて公開決定等を行うべき公文書

大阪市住吉区団体名簿のうち、住吉防犯協会及び住吉交通安全協会に係る部分

(参考) 答申に至る経過

| 年 月 日            | 経 過           |
|------------------|---------------|
| 平成 23 年 9 月 12 日 | 諮問            |
| 平成 24 年 1 月 27 日 | 異議申立人から意見書の提出 |
| 平成 24 年 2 月 20 日 | 審議（論点整理）      |
| 平成 24 年 3 月 6 日  | 実施機関理由説明      |
| 平成 24 年 4 月 17 日 | 審議（論点整理）      |
| 平成 24 年 6 月 13 日 | 審議（論点整理）      |
| 平成 24 年 6 月 28 日 | 審議（答申案）       |
| 平成 24 年 7 月 31 日 | 審議（答申案）       |
| 平成 24 年 8 月 17 日 | 審議（答申案）       |
| 平成 24 年 9 月 3 日  | 審議（答申案）       |
| 平成 24 年 9 月 27 日 | 答申            |